

技 術 的 意 見 書

〇〇 御中

神戸市中央区御幸通 8-1-6 神戸国際会館 22階

一般社団法人 事故車損害調査協会

電話番号 078-570-5649

担当 自動車査定士（（一財）日本自動車査定協会） 中谷昌平 印

第1 調査対象車両

車 名 〇

登録番号 〇589む211

車台番号 LA650S-〇〇

第2 本意見書の目的および検討事項

1 目的

本意見書は、〇〇が作成した修理見積書について、その内容が技術的及び市場的観点から相当な範囲にあるかを検討するとともに、〇〇提出資料が、〇〇見積書の内容が社会通念上相当と認められる範囲を逸脱していることを基礎付ける具体的かつ客観的な反証となっているかについて、技術的観点から意見を述べることを目的とする。

2 検討事項

本意見書では、主に次の事項について検討する。

（1）〇〇見積書におけるレバーレート、工数、修理項目、塗装範囲、塗装手法及び部品代が、技術的及び市場的観点から相当な範囲にあるか。

（2）〇〇提出資料が、〇〇見積書の内容が不要又は社会通念上不当に高額であることを、具体的かつ客観的に基礎付けるものといえるか。

第3 修理費請求事件における判断の基本的枠組み

不法行為に基づく対物賠償請求事件において、被害者は、事故による損傷及びこれに対する修理内容が相当な範囲にあることを、合理的資料に基づき主張立証することが求められる。

一方、加害者が修理内容又は修理費用の相当性を争う場合であっても、単に被害者側見積書より低額な見積書を提示するだけでは、被害者側見積書が不要又は不当であることを基礎付けるものとはいえない。

この点、東京高等裁判所平成29年12月12日判決（平成30年4月26日最高裁確定）は、次のとおり判示している（添付資料1、2-3頁）。

「不要な修理が行われた又は修理代金が社会通念上に照らし不当に高額であるといえるような特別の事情が認められるのであればともかく、加害者は、請求額が相当と考える金額より高額であるというだけでは支払を拒むことはできないし、裁判所もその相当額について当事者双方に主張立証を促して審理をすることが適当であるとは考えられない。」

すなわち、同判決は、請求額が加害者又は保険会社の考える相当額より高額であるという理由のみでは支払を拒むことはできず、裁判所が双方に主張立証を促して相当額を探索するような審理も相当ではないとの判断枠組みを示している。

また、交通訴訟の専門部である東京地方裁判所民事第27部の石井義規裁判官も、同判決について、「適正修理費用を巡る主張立証活動のあり方を考える上で参考にすべきもの」と述べている（添付資料2）。

したがって、本件において検討すべき事項は、〇〇が〇〇見積書より低額な見積書を作成しているか否かではない。重要なのは、〇〇提出資料によって、〇〇見積書の各項目が不要であること、又は社会通念上不当に高額であることが、具体的かつ客観的に基礎付けられているか否かである。

本意見書は、上記東京高等裁判所判決が示した判断枠組みに従い、〇〇提出資料が、〇〇見積書の各項目について「不要な修理」又は「社会通念上不当に高額であること」を具体的かつ客観的に基礎付ける内容となっているかという観点から検討を行うものである。

第4 〇〇見積書におけるレバーレートの妥当性

1 〇〇のレバーレートについて

〇〇見積書においては、レバーレートとして1時間当たり9,500円が採用されている。

当法人が令和7年2月17日から同年3月16日にかけて実施した全国レバーレート調査（添付資料3）によれば、関東地方におけるレバーレートの平均値は8,217円であった。

2 レバーレートの相当範囲について

市場価格には一定のばらつきが存在するため、レバーレートの相当性を判断するにあたっては、単純な平均値のみならず、通常の市場変動の範囲を考慮する必要がある。

統計学上、標準偏差を考慮した2シグマ区間は、全体のおおむね95%が含まれる範囲であり、通常の市場価格のばらつきを把握する上で有用な指標である。当法人の調査における標準偏差1,016.1円を関東地方の平均値8,217円に適用すると、2シグマ区間は6,184.8円から10,249.2円となる。

〇〇が採用したレバーレート9,500円は、この2シグマ区間内に収まっている。したがって、同レートは、関東地方における市場価格の一般的なばらつきの範囲内にあり、市場水準から逸脱しているとはいえない。

3 〇〇のレバーレートについて

これに対し、〇〇見積書では、レバーレートとして1時間当たり7,160円が採用されている。しかし、〇〇のレバーレートが、どのような市場調査、調査対象、調査地域、調査時期及び算定方法に基づいて算出されたものであるかは、本件資料上明らかではない。また、仮に〇〇のレバーレートが同社の協定実績等に基づくものであったとしても、それは〇〇が相当と考える金額を示すにとどまり、〇〇のレバーレートが社会通念上不当に高額であることを当然に基礎付けるものではない。

4 小括

以上のとおり、〇〇が採用したレバーレート9,500円は、当法人の市場調査結果及び統計的分析に照らし、社会通念上相当と認められる範囲内にある。

一方、〇〇が採用したレバーレート7,160円は、〇〇のレバーレートより低額ではあるものの、そのことのみをもって、〇〇のレバーレートが社会通念上相当な範囲を逸脱しているとはいえない。

したがって、〇〇提出資料は、〇〇見積書のレバーレートが社会通念上不当に高額であることを基礎付ける具体的かつ客観的な反証とは認められない。

第5 〇〇見積書における塗装範囲の妥当性

1 塗装範囲に関する争点

本件では、〇〇見積書と〇〇見積書との間で、塗装範囲の設定に差異が生じている。

そこで、以下では、〇〇が採用した塗装範囲が社会通念上相当と認められる範囲内にあるか、また、〇〇提出資料が、その塗装範囲が相当な範囲を逸脱していることを具体的かつ客観的に基礎付けるものといえるかについて検討する。

2 〇〇見積書における塗装範囲

〇〇見積書では、損傷を受けた右リヤドアを塗装対象とし、その隣接パネルである右フロントドア及び右リヤクォーターパネルについて、ぼかし塗装を採用している。

この点、損傷パネルの塗装に加え、隣接パネルにぼかし塗装を行うことは、色差を抑え、事故前に近い外観品質を回復するための一般的かつ合理的な塗装方法である。

さらに、〇〇見積書では、ドア開口部についても、フロントピラーからクォーターピラーまで一体的に塗装する方法が採用されている。このため、開口部塗装に伴う付帯作業として、次の作業が計上されている。

- ① フロントバンパーカバー脱着
- ② 右ヘッドランプユニット脱着
- ③ 右フロントフェンダパネル脱着
- ④ 右サイドボデートリム脱着
- ⑤ 右リヤボデートリム脱着
- ⑥ 右コーションラベル取替一式

この修理方法は、単に外板パネルのみを塗装するのではなく、開口部を含めて塗膜品質及び色調の連続性を確保し、より事故前に近い外観品質への復元を重視した修理方法と理解できる。

もっとも、開口部全体を塗装対象とする方法は、外板パネルを中心とする限定的な塗装方法と比較すれば、作業範囲が広がる。このため、実務上は、ドアを閉じた状態における外板パネルを中心とした、より限定的な塗装範囲を採用する修理事業者も存在する。

3 〇〇見積書における塗装範囲

これに対し、〇〇見積書では、ドアを閉じた状態における外板パネルを中心とした限定的な塗装範囲が採用されており、開口部全体の塗装及びこれに伴う付帯脱着作業は計上されていない。

したがって、本件における実質的な相違は、修理品質を重視して開口部まで一体的に塗装する方法を採用するか、それとも外板パネルを中心とした塗装にとどめるかという修理方針の違いにある。

4 小括

以上のとおり、〇〇見積書は、〇〇見積書より広い塗装範囲を採用している。しかし、より限定的な塗装方法が存在することのみをもって、直ちに〇〇の修理方法が社会通念上相当な範囲を逸脱するものとはいえない。

また、〇〇提出資料においても、開口部全体の塗装が技術的に不要であること、又は〇〇が採用した修理方法が社会通念上不相当であることを裏付ける技術資料、業界基準その他の客観的資料は示されていない。

したがって、本件資料から直ちに、〇〇見積書の塗装範囲が社会通念上相当と認められる範囲を逸脱していると評価することは困難であり、〇〇提出資料は、そのことを具体的かつ客観的に基礎付ける反証資料とは認められない。

第6 ○○見積書における塗装手法の妥当性

1 塗装手法に関する争点

本件では、○○見積書と○○見積書との間で、塗装手法の選択について差異が生じている。具体的には、○○見積書では、塗装対象パネル及びその隣接部品について、可能な限り隣接部品を脱着した上で塗装する方法が採用されている。

これに対し、○○見積書では、一部の隣接部品について脱着を行わず、マスキングにより塗装する方法を前提としているものと理解される。

2 ○○見積書における隣接部品脱着

○○見積書では、塗装作業に関連する付帯作業として、次の脱着作業等が計上されている。

- ① リヤバンパーカバー脱着
- ② 右テールランプ脱着
- ③ 右スライドドアセンターレールカバー脱着

これらの作業は、○○見積書においても概ね計上されており、塗装作業に伴う必要な付帯作業として認識されているものといえる。さらに、○○見積書では、塗装品質を確保する観点から、次の作業も計上されている。

- ④ 右フロントサイドフィックスウインドウ取替
- ⑤ 右ドアミラー脱着
- ⑥ ルーフドリップサイドフィニッシュモールディングセンタ脱着
- ⑦ 右クォータウインドウガラス脱着
- ⑧ 右ルーフラック A s s y 脱着

これらの作業は、隣接部品を外すことにより、パネル端部まで適切に足付け、塗装及びクリア塗装を行い、塗膜の密着性及び耐久性を確保することを目的とするものと理解できる。

3 隣接部品脱着塗装とマスキング塗装

本件車両の塗装面はメタリック塗装であり、最上層には塗膜面の保護及び艶を形成するクリア塗装が施される。

一般に、クリア塗装は、塗膜の耐久性及び外観品質を確保するため、対象パネル全体に連続して塗装することが望ましい。特に、パネル端部や部品の際においては、足付け作業

（塗装面を研磨し、新たに塗布する塗膜の密着性を高める作業）、脱脂作業及びクリア塗装を適切に行うことが重要となる。

マスキング塗装は、隣接部品を脱着しないため、作業時間及び費用を抑えることができる経済的な塗装方法である。しかし、部品の際まで十分な足付け作業を行うことが物理的に困難となる場合があり、マスキングライン付近に塗膜の段差、肌違い、密着不足又は将来的な剥離リスクが生じるおそれがある。

一方、隣接部品を脱着して塗装する方法は、部品端部まで足付け、脱脂、塗装及びクリア塗装を行いやすく、塗膜の密着性、耐久性及び外観品質を確保しやすい塗装方法である。

したがって、隣接部品を脱着して塗装する方法は、マスキング塗装より費用が高くなる場合があるものの、塗装品質を重視する修理方法として合理性を有する。

4 小括

〇〇が採用した隣接部品を脱着して塗装する手法は、塗膜品質、密着性、耐久性及び仕上がり品質を確保するための合理的な修理方法であり、社会通念上相当と認められる修理方法の範囲内にある。

これに対し、〇〇見積書は、より経済性を重視した塗装手法を提示しているものと理解されるが、経済的な修理方法が存在することのみをもって、〇〇が採用した塗装手法が不要又は不当であるとはいえない。〇〇提出資料においても、〇〇が採用した隣接部品脱着塗装が技術的に不要であること、又は社会通念上不当に高額であることを裏付ける具体的かつ客観的な資料は示されていない。

したがって、〇〇提出資料は、〇〇見積書における塗装手法の相当性を否定する反証とは認められない。

第7 〇〇見積書に計上されている付随作業項目について

1 付随作業項目に関する争点

〇〇見積書には計上されているが、〇〇見積書には計上されていない付随作業項目として、主に次の項目がある。

- ① コンピューター診断料
- ② 引取納車費用
- ③ 下回り等清掃料（マスキング部）
- ④ 納車準備費用（室内外清掃）
- ⑤ 見積り費用（修理時3%）
- ⑥ 産業廃棄物処分料

- ⑦ 情報管理料
- ⑧ 記録簿作成費用
- ⑨ ショートパーツ（ケミカル品・消耗品含む）
- ⑩ 養生材（汚損防止作業用）
- ⑪ 車両保管費用（預かりから立会い、部品到着まで）

これらは、いずれも修理作業そのもの、又は修理作業を適正に実施するために付随して発生する作業及び費用である。また、国土交通省が令和7年3月4日に公表したガイドライン（添付資料4）においても、修理作業の内容及び価格項目について、修理作業のみならず、代車費用、廃棄物処理費用その他付随する費用を含めて明らかにし、作業内容に応じた請求を行うことが示されており、①②④⑤⑥⑦⑪に関しては、その計上が適切な項目として明記されている。したがって、修理作業に付随して発生する費用を見積書上明示して計上すること自体は、透明性の観点からも相当である。

以下、〇〇見積書との間で特に差異が生じている項目について検討する。

2 下回り等清掃料（マスキング部）

〇〇見積書では、下回り等清掃料（マスキング部）として0.50時間が計上されている。自動車の塗装作業では、塗装対象部分のみならず、その周辺部及び車体下部に付着した泥、砂、油分、アンダーコート等を適切に除去しなければ、マスキングテープやマスキングペーパーが十分に密着せず、塗料の回り込みや塗膜不良の原因となる。そのため、塗装前には、マスキングを行う箇所及びその周辺について清掃及び脱脂を実施し、適切な養生状態を確保することが、品質の高い塗装修理を行うための前提作業となる。

本件車両は、右リヤドアの取替えに加え、隣接する右フロントドア及び右リヤクォーターパネルのぼかし塗装を伴う修理であり、広範囲にわたるマスキング及び養生作業が必要となる。このため、マスキング部周辺の清掃を実施することには十分な合理性が認められる。

したがって、下回り等清掃料（マスキング部）は、適正な塗装修理を実施するために必要な作業であり、その計上が不要又は社会通念上不当に高額であると認めるべき事情はない。

なお、〇〇見積書に本作業が計上されていないことは、本作業が不要であることを意味するものではない。〇〇は、本作業が不要又は不当であることについて技術的又は客観的な根拠を示しておらず、同見積書をもって〇〇見積書の相当性を否定することはできない。

3 記録簿作成費用

〇〇見積書では、記録簿作成費用が計上されている。

記録簿は、実施した修理内容、交換部品、点検及び調整内容等を記録し、修理履歴を明確にするための重要な書類である。

近年の自動車は電子制御装置が多数搭載されており、修理内容を正確に記録及び保存することは、品質管理、将来の点検整備及び修理履歴の確認等の観点からも重要な業務である。また、記録簿の作成には、修理内容の確認、記録事項の整理及び記載作業を要するため、相応の人的・時間的コストが発生する。

したがって、記録簿作成費用を修理費用として計上することには合理性が認められ、これが不要又は社会通念上不当に高額であることを裏付ける具体的な反証がない限り、その計上を否定する理由はない。

4 ショートパーツ（ケミカル品・消耗品含む）

〇〇見積書では、ショートパーツ（ケミカル品・消耗品含む）が計上されている。

ショートパーツとは、接着剤、シーラー、脱脂剤、防錆剤、補修塗料、マスキングテープ、ウエス、クリーナーその他、修理作業に伴って消費される各種副資材及び消耗品をいう。これらは、修理品質及び安全性を確保するために日常的に使用されるものであり、1点ごとの使用数量を個別に管理して見積書へ記載することは実務上著しく非効率である。このため、自動車修理業界では、一定額をショートパーツとして一括計上することが広く行われている。

本件におけるショートパーツ費用3,000円は、修理規模及び作業内容を踏まえても特段高額とは認められず、社会通念上相当な範囲内にある。

したがって、本件ショートパーツ費用は合理的な修理費用であり、これを不要又は不当に高額と評価すべき事情は認められない。

5 養生材（汚損防止作業用）

〇〇見積書では、養生材（汚損防止作業用）が計上されている。

自動車修理では、分解、組付け及び塗装作業の過程において、シート、ハンドル、内装、ガラス、隣接パネル等を汚損又は損傷させないため、保護フィルム、シートカバー、マスキングペーパー、マスキングフィルム、保護テープ等の各種養生材を使用する。

これらの養生材は、修理対象以外の部分を保護し、二次損傷及び汚損を防止するために不可欠な資材であり、安全かつ適正な修理を行う上で必要な費用である。

また、養生材についても、使用した資材を1点ごとに積算するのではなく、一定額を一括計上することは、自動車修理実務において一般的に行われている。

本件における養生材費用2,500円は、修理規模及び作業内容を踏まえても特段高額とは認められず、合理的な修理費用である。

したがって、本件養生材費用を不要又は社会通念上不当に高額と認めるべき事情はない。

6 付随作業項目に関する小括

以上の付随作業項目は、いずれも修理作業そのもの、又は修理作業を適正に実施するために付随して発生する作業及び費用である。

〇〇見積書にこれらの項目が計上されていないことは、これらの費用が不要であることを意味するものではない。単に〇〇が見積書作成上、これらの費用を計上していないにすぎない。〇〇提出資料において、これらの費用が不要であること、又は社会通念上不当に高額であることを裏付ける具体的かつ客観的な資料は示されていない。

したがって、〇〇見積書をもって、〇〇見積書に計上された付随作業項目の相当性を否定することはできない。

第8 部品代及び工数の相当性

〇〇見積書には、多数の交換部品、脱着作業、付帯作業及び補助要員作業が計上されている。これらは、右リヤドアの取替え、隣接パネルのぼかし塗装、開口部塗装及び隣接部品を脱着した上での塗装品質確保を前提とする修理方法に伴って発生するものであり、いずれも修理作業と関連性を有する項目である。

また、部品保管、汚損防止作業、手順確認、立付調整及び補助要員作業についても、単なる付加的作業ではなく、分解・塗装・組付けを安全かつ適正に実施するために必要となる実作業である。

〇〇見積書は、これらの一部を計上していないが、同見積書に計上がないことは、当該作業又は部品が不要であることを意味するものではない。〇〇提出資料において、〇〇見積書に計上された各部品又は各工数が不要であること、過大であること、又は社会通念上不当に高額であることを裏付ける具体的かつ客観的な資料は示されていない。

さらに、〇〇見積書では、工賃について調整値引き20%が行われており、見積金額全体についても一定の調整がなされている。

したがって、〇〇見積書における部品代及び工数は、修理内容との関連性を有し、社会通念上相当と認められる範囲内にある。

第9 総括

なお、〇〇見積書と〇〇見積書との間には、個別の脱着作業、部品交換、付随作業等について多数の相違点が存在する。しかし、これらの相違点の多くは、前記のとおり、塗装範囲、塗装手法及び修理品質に対する考え方の違いから派生するものである。

したがって、本意見書では、個々の相違点を網羅的に列挙するのではなく、本件の主要な争点であるレバーレート、塗装範囲、塗装手法及び付随作業項目を中心に検討した。

その結果、〇〇見積書におけるレバーレート、塗装範囲、塗装手法及び付随作業項目は、いずれも技術的及び市場的観点から合理性を有し、社会通念上相当と認められる範囲内にあると判断される。

一方、〇〇提出資料は、〇〇が採用する修理方法及び見積内容を示すものにとどまり、〇〇見積書の各項目が不要であること、又は社会通念上不当に高額であることを裏付ける具体的かつ客観的な技術資料、業界基準その他の資料を示すものではない。

したがって、本件資料に基づく限り、〇〇提出資料は、〇〇見積書が社会通念上相当と認められる範囲を逸脱していることを具体的かつ客観的に基礎付ける反証資料とは認められない。

以上